

京極為兼の人間像

— 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

池 田 富 藏

は し が き

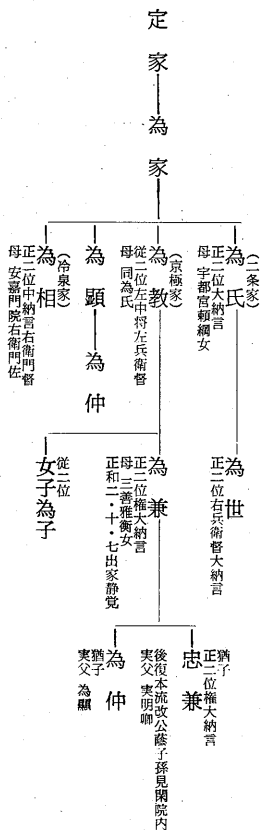
京極為兼は鎌倉後期の歌壇転換期における秀れた革新歌人で鋭い歌論家でもあった。それと同時に一方においてはまたこの動乱期に生き辣腕を奮った政治家でもあった。皇統としては持明院統に属し、歌学としては京極派を統帥した有力な官僚貴族であり、大覚寺統の二条派に対立した。本稿では歌人、歌論家としての為兼は別にゆ

ずり、為兼生涯七十九年間の政治的背景とそれとかわりを持つ歌壇的状况を主として二条派との対立を中心にその生涯を青少年期、壮年期、老年期の三期に大別して考えようとするものである。

(一) 青少年期

まず為兼の家系とその家族とは尊卑分脈によると次の通りである。御子左家は為家が歿すると二条、京極、冷泉三家が分立する。

(1) 家系と家族の系図



京極為兼の人間像 — 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

父為教は京極家の祖であり、為氏とは母を同じくしているが、二条家とは対立し、為世、為兼の代に至り一層深刻なものになってゆく。為教は弘安二年五月廿四日、五十四才で薨じた。為兼廿六才の時、私はこの年を以て為兼の青年期の終りと設定した。父為教は特に秀れた歌人ではなかったが、叙景歌などには後の京極派歌風の基底がすでに胚胎していた。為氏にしては京極派に対し二条家嫡流に縁を越されてはならぬという危惧の念が常にあり、弘安元年（一二七八）為氏撰の「統拾遺和歌集」には、為氏廿一首、その子為世六首に対して為教七首、為子三首、為兼二首、という僅かな入集であった。為教はこの時和歌所に訴状を出し編集方法を非難した。為兼は廿五才。正四位下で土佐介を兼ね、右中將に任ぜられていた。為世はこの訴状に対して、

「統拾遺之時、及濫訴之間、五箇月中天亡乎。為兼卿彼誓言存知哉、否。併所奉任三山王之神慮也」(延慶両卿訴陳状)

ここで言う誓言とは為教がかつて弘安の頃今は亡き亡父為氏の邸を訪ね二条家に対して別心の無いことを示すため比叡山に詣でたことを指したもので、その後為教はこの誓約を忘れていた。為兼はこの事を知っているかどうかという非難であった。為家が隠居している頃から細川庄の領有をめぐり嫡男為氏と継母阿仏尼(冷泉為相の母)と争い、阿仏尼が鎌倉に訴えのため下向した時には為兼は慰めの手紙、歌などを送っているし、二条家の庶流弾正に対して京極と冷泉とは急速に結びついてゆくのである。それのみか、二条・京極の対立は更に政治的にかかわりを持ち、為氏は大覚寺統に為教は持明院統に所属し、御子左家の分裂後は歌壇の主導権争いに発展し、

同時に天皇家兩統の皇位継承とも結びつき、その抗争の溝は益々深くなるばかりであった。

さて、次には家族にたちかえって考えてみたいが、この事については既に石田吉貞氏が母、姉妹、子とわけて詳細な調査があるのでそれに従ってよい。母については尊卑分脈に「三善雅衡女」とあるほかは知られないが、資料としては、玉葉集、作者部類、皇胤紹運録などがある。玉葉集卷十四・雜歌一(一八四〇)に、

入道前太政大臣の家にて山路霞といふ事をよみ侍りける

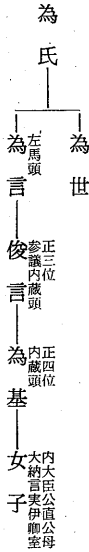
跡遠き岨のかけ道たえだえに霞をつたふ春の山人

(三喜康衡朝臣)

という一首があり、詞書の「入道前太政大臣」とあるのは西園寺実兼のことで、その歌会で詠じた歌である。作者部類には「四位右京大夫。修理大夫三善雅衡男」とあるところから母の兄弟であったことが知られ、康衡の女は「皇胤紹運録」によると後深草院の妃の一人であったことから三善家は、持明院統であり、西園寺家と縁故の深い家柄であることが明らかになってくる。西園寺家と為兼との関係については後述するが、人間として、または貴族官僚為兼研究には重要な事項であることをまずここで言っておこう。分脈によると為兼のあとに従二位女子為子とあるが、彼女が為兼の姉か妹かについてはこれまで一定していなかった。花園天皇宸記正和三年一月廿四日の条には「従三位藤原為子藤原母大納言入道叙従二位」とあり、同元弘二年三月廿四の条には「姉大納言二品又為和歌之堪能、祗候永福門院、延慶襄帳、典侍也」とある。石田氏は誤写説を出し、「姉」とされ、そのほか松田武夫氏、次田香澄氏も「姉」説を述べ

ているので姉と見た方が正しいと思う。為子は伏見天皇皇后永福門院に仕え、京極脈女流歌人として永福門院と共にその存在は重く、玉葉集編纂にも協力し、持明院統の女官層を指導し、為兼の歌風、歌論を推進した力は大きい。為兼には為子のほかに兄弟はいなかった。また子もいなかった。そのため分脈の通り、忠兼を猶子とした。忠兼は正二位権大納言正親町実明の嫡男。猶子にはなかったが、為兼が再度六波羅に捕えられた正和四年（為兼六二才）には二十才の若さで連坐する奇禍に遭った。しかしやがて赦免になり、元徳二年（一一三〇）三十四才で従三位権中納言に進む。ついでこのたびは権中納言小倉公雄（山階左大臣実雄の次男）の猶子となったが、やがて正親町の実家に復し公藤と改名。正二位権大納言にまで累進。風雅集撰進の時には寄人となり、光嚴院が南朝に捕えられ落髪した時、みずからも出家。為兼の歌風をよく伝えた歌人であった。延文五年（一一三六）六十四才で歿する。

そのほかの猶子には為仲、俊言、為基、教兼らがいた。為仲は為兼の父為教の異母弟為頭（源承和歌口伝によると母は内侍女）の男であったが、後には実家に復したと言われている。俊言は為氏の孫（父は為言）。為基は俊言の男。尊卑文脈の累系で示すと、次のようになる。



この分脈によると為基は二条俊言の男になっているが、公卿補任によると俊言の弟、すなわち為言の男になっている。井上宗雄氏説

京極為兼の人間像 — 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

では公卿補任が正しいと述べている。今はそれに従いたい。為基は二条派出身であるが、兄の俊言は為兼と親しく、そうした関係から為兼の猶子となったのであろう。しかし彼も義父為兼の事に坐して解官された。教兼は為相と同腹の弟為守の男。冷泉家に近い関係で為兼の猶子になったのであろう。花園天皇宸記元弘二年三月廿四日の条に

「今日為基朝臣申云、大納言入道為兼法去廿一日薨之由伝聞云々。
（中略）配流之比以和歌文書九十余合附屬於朕、忠兼教兼為基等、隨器量或免一見……」

とあり、為兼の死去を花園天皇に申しあげたのも為基であり、猶子の名をここに列ねている。為兼晩年においてもこれら猶子となった人々は養父為兼を忘れ得なかったと思われる。しかし、為兼の没後は猶子たちもそれぞれ四散して京極家は断絶の運命に遭う。

以上私は（一）青少年期を設定し、まず家系と家族につき述べてきたが、これについては青少年期に限らず、その晩年についてまでかわりを持つ。これは彼の生涯を考える上には必要なことであるが、順序としてここで一応青少年期をまとめておきたい。為兼の出生は八十九代後深草天皇（持明院統）の建長六年（一一五四）で十代は龜山天皇（大覚寺統）、二十代も大覚寺統の後宇多天皇であった。次に彼の官歴と年齢を中心に他の主要関係者と対比すると次の表になる。

| 後 宇 多 (大覚寺) | | | 龜 山 (大覚寺) | 後深草 (持明院) | | | 天皇 |
|--------------------|--|---|--------------|--------------|----------------|----------------|-----------|
| 二 | 弘安 元安 | 建治 元治 | 文永 四 | 三 | 正嘉 二 | 建長 八 | 年号 |
| 一二七九 | 一二七八 | 一二七五 | 一二六七 | 一二五九 | 一二五八 | 一二五六 | 西 曆 |
| 26 | 25 | 22 | 14 | 6 | 5 | 3 | 年 齡 |
| | 正四位下 (正六) 兼土佐介 (二・八) 右中將 (四・十二) | 從四位上 (正六) 左少將 (十・八) | 正五位下 (正五) | 侍從 (正・廿一) | 從五位上 (二・廿七) | 叙 爵 (正・七) | 官 歴 |
| 父為教没 (五・廿四)(54) | 弘安百首 (実兼・為兼 出詠) 統拾遺集奏覽 (為氏) (十二・廿七) | 為家没 (五・一)(78) 八月 龜山院 歌会に出仕 (八・十九) 九月 元使を 斬る | | | | 為家出家 (二・廿八) | 事 項 |
| 30 | 29 | 26 | 18 | 10 | 9 | 7 | 主要関係者年齢 |
| 31 | 30 | 27 | 19 | 11 | 10 | 8 | 西園寺 実兼 |
| 15 | 14 | 11 | 3 | | | | 伏見 天皇 |

以上、為兼の少年期から青年期にかけての官歴、その他関係事項を表示した。この期は官人としても歌人としてもいづれも基礎時代

あり、最も早い歌としては建治二年八月十九日の龜山殿初度に列しているが、この時の歌は不明。ついで同年九月十三夜の「龜山殿五首歌合に出仕。廿二才の時。同じく龜山院の召した「弘安百首」にも出仕。弘安元年(一二七八)廿五才の時であった。為氏が統拾遺集を奏覧した年で、この中に二首採用され為兼も始めて勅撰歌人に顔を出した。

題知らず

○忘れずよ霞のまよりもる月のほかに見てし夜はの面影

(卷十四・恋歌四)

百首の歌奉りし時

○つかへこしよの流れを思ふにも我身にたのむ関の藤河

(卷十六・雑歌上)

二首ともどことなく定家的抒情がただよっている。特に二首目の歌には既に石田吉貞氏の指摘されたように定家の「藤川百首」(承久三年(一二二一・六十才)への回想が込められている。五十余年前の先祖定家の面影が消えないのである。そのほか「龜山院百首」に出詠し、勅撰集に採用された歌には次のようなものがある。

○立ち帰り又きさらぎの空さえて天ぎる雪にかすむ山の端

(新拾遺集・卷一・春上)

○荒れ果てし志賀の故郷来て見れば春こそ花の都なりけれ

(全・卷二・春下)

○山桜はや咲きにけり葛城やかすみをかけて匂ふはるかぜ

(新後撰集・卷一・春上)

○いか様に身を尽してか難波江に深き思のしるしみすべき

(全・卷十一・恋一)

これらの歌にはまだ伝統的和歌の中に埋没して為兼の本質的なものは見られない。

(二) 壮年期

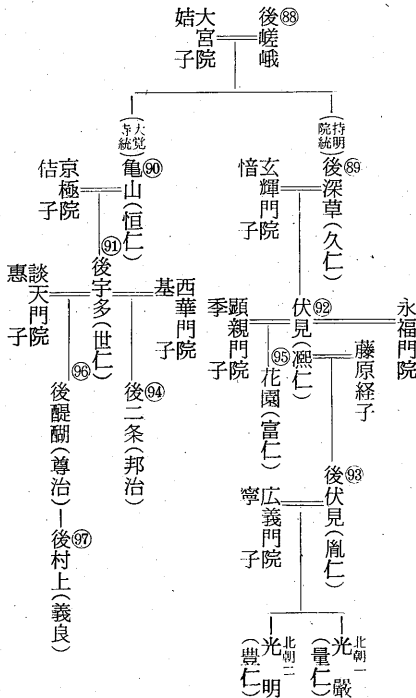
壮年期は為兼三十才代から五十才代の二十年間に区別してみた。

為兼の歌人として最も充実した得意時代と佐渡配流の失意時代とが交替する運命に遭遇した時期であった。そのことは持明院統の伏見天皇の即位と西園寺実兼という政治的背景と二条家との歌壇的軋轢抗争とがからみ合った渦の中に為兼が身を置いたことにかかわりを持つ。この周辺に生きた為兼の軌跡をさぐってみたい。

まず、伏見天皇・西園寺実兼と為兼との関係から見てゆこう。為兼が壮年期に入り弘安十年(一二八七)三十四才の時に久しく待ち申した持明院統伏見天皇が二十四才で即位された。このことは天皇の歌の指導者であった為兼にとっては一陽来復の好機を迎えたことになる。それは京極派為兼の歌人としての台頭というばかりでなく官人としての榮進にもつながることであった。その翌年正応元年七月十一日には三十五才にして一躰蔵人頭に補せられている。また同じこの年には永福門院鐙子が六月に入内、八月立后。永福門院は、太政大臣西園寺実兼の女であり、為兼は西園家とは関

京極為兼の人間像 — 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

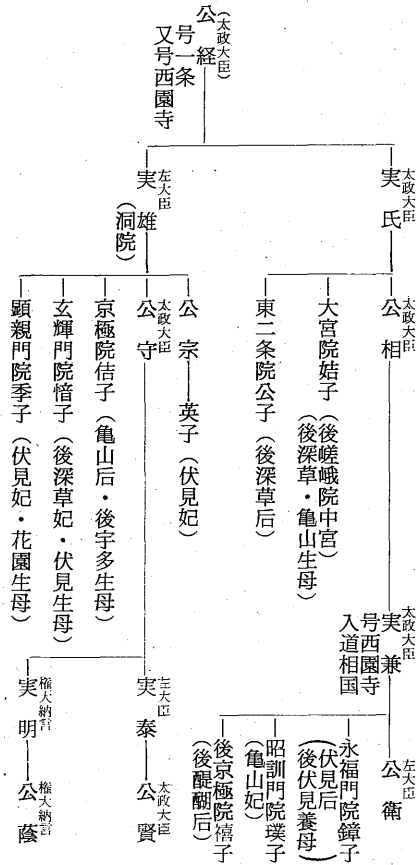
(2) 皇統御系 図



係深く幼時より家僕として仕えている。皇室・西園寺家・為兼は三邑の形でかわりあっていることを注意しておかねばならない。西園寺家と皇室とはこれまた深い外戚関係を持っているので次に(2)皇室と(3)西園寺家との系図を表示しておく。(2)と(3)をここに表示したのは皇室と西園寺家との外戚関係を対比して見るに便利であるため。(2)の○印の数字は天皇の代。括弧内はその名。(3)の括弧内は皇室との姻戚関係を示す)

為兼は京極家という一介の庶流の出自であり、嫡流二条家に圧倒された時代が長く続いた。中世變動に際会した為兼の生きざまは必ずしも平坦な道ではなく歌道師範家は正嫡為世であった。一方政治

(3) 西園寺家系図



的性格を有していた彼は和歌を愛好した伏見天皇に近侍し、やがては政治的野望を満す場をそこに得たかったであろう。それは二条家に対する京極家の台頭の好機でもあった。青少年時代は皇統においても龜山、後宇多帝は共に大覚寺統であったが、持明院統の伏見天皇の即位以後の壮年期からは官人としても順風を得て上昇していた。為兼が皇室との強固な結びつきに至ったのも実は西園寺家との親密な関係があったからのことでのことを忘れてはならぬ。そこにはまた浮沈の運命もあつたが、家系でもわかる通り西園寺家の祖は太政大臣公經きんねでいわゆる大臣家である。その長子実氏みづの、その子実兼みづのと三代いずれも太政大臣の位置にいた。こ

のうち為兼と最も関係の深かったのは実兼である。花園院寛元二年三月廿四日の条には次のように記されている。

「入道大相国公兼 自幼年扶持之、大略如家僕」

とある通り為兼は幼少より実兼に對しては家僕の立場にあつた。この関係は父為教時代から続いていたものである。玉葉集卷十八・雜歌五には

大納言に侍りける時家に十首の歌人々によせ侍りけるに大納言三位歌をおくりて侍りけるを見

て為教卿のもとによみてつかはしける

○和歌の浦やかきおく中の藻屑にも隠れぬ玉の光をぞみる

(入道前太政大臣) (注・実兼のこと)

返し

○和歌の浦に道踏み迷ふよるの鶴この情にぞねはなかけれる

(前右兵衛督為教)

の贈答歌がある。詞書に大納言三位とあるのは為兼の姉為子のこと。為子の多くの歌の中には秀れたものがあることを実兼が一首の歌にして贈つたのに対し父為教がわが娘を頼む親心を詠じて返したのである。ただ二人しかいない為兼、為子の将来を権門大臣家実兼に

すがろうとしている隨從的策であることはすでに谷宏氏が指摘している通りである。実兼は「関東申次」の重職を持ち朝幕の間に立ち政治的辣腕を奮った。花園院宸記には「故前太政大臣公相之子也。兄実康朝臣天折之後嫡嗣、性質朴少文材、而仕数代之朝、関天下之義理多矣。」（元亨二年九月十日の条）とある。為兼と西園寺実兼とは始めから身分の懸隔はあったが、もともと御子左家との関係をみると姻戚によりつながっている。即ち定家の妻は西園寺公経の姉で為家の母にあたる。定家一門の繁栄は西園寺家の庇護に負うところが多かった。為家の長子為氏の代になると定家の若い頃家司として仕えた九条家の方に接近し、京極為教は西園寺家に近づき、実氏（実兼の祖父）に仕え、為兼は実兼に近侍したという関係にたつ。やがて姉の為子が実兼の女鐘子（永福門院）の伏見天皇中宮に入内（正応元年八月廿日）と共に宮中に入り典侍となったのも為兼が実兼家の家人という身近かな関係にあった具体的な表われである。これにより京極派の基盤は一層強固なものになってゆく。実兼は一方では伏見天皇の皇太子時代の春宮大夫（建治三年十一月五日補任）

であった関係で伏見帝とは特に親しく、為兼もまた伏見帝の皇太子時代から親しく和歌の指導を申しあげた間柄であった。また彼は歌のほか鞍についても抜群の技量を有し、宮中の諸行事に当っては欠くことが出来ない存在であった。一方その政治的手腕についても伏見天皇からは高く評価されていた。宮廷における政治上の問題としては大覚寺統や関東幕府との折衝などがその主要な任務であり、そうした間に立ち為兼は暗躍した。

伏見天皇宸記正応二年正月十三日の条に、
 「為兼朝臣者、本自竭無貳之志、致忠勤之仁也」
 とあり、為兼の忠勤ぶりを称えている。為兼は建治四年廿五才で正四位下、右中将になっているが、その後約十年間は官位の昇進はなかった。しかし伏見天皇即位以後は急速に位階も昇進し、即位の翌年正応元年には卅五才で藏人頭、同二年には参議、つづいて従三位。四十一才で正二位と累進。左に年譜を作ったので参照されたい。

| 天皇 | | 年号 | 西暦 | 年齢 | 官 | 歴 | 事 | 項 | 主要関係者 | 年齢 |
|-------|----|----|------|----|-----------|---|------------------------|-------------|-------|------------|
| (明持院) | 見伏 | 弘安 | 一二八七 | 34 | | | 伏見天皇踐祚 為兼卿和歌抄この頃成るか | 伏見院 永福門院 | 為世 | 花園院 西園寺 |
| | 正元 | 正元 | 一二八八 | 35 | 藏人頭(七・十二) | | 永福門院中宮となる (八・廿) | 24 | 18 | 39 |
| | | | | | | | | | | 40 |
| | | | | | | | | | | 39 |

京極為兼の人間像 — 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

(統院明持) 見伏後 93

(統院明持) 見伏 92

| 二 | 正 元安 | 六 | 五 | 四 | 三 | 二 | 永 元仁 | 五 | 四 | 三 | 二 |
|---------|------------|----------------------------------|-------------------------|---------------------|----------|----------|------------------------|---------------------|-------------------|--|-----------------------|
| 一三〇〇 | 一二九九 | 一二九八 | 一二九七 | 一二九六 | 一二九五 | 一二九四 | 一二九三 | 一二九二 | 一二九一 | 一二九〇 | 一二八九 |
| 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 | 39 | 38 | 37 | 36 |
| (佐渡配流中) | | 為兼六波羅に捕わる 佐渡配流(三・十六) (正・七) | | 権中納言を辞し簞居 (五・十五) | | 正二位(正・六) | | 從二位(六・十四) (七・廿八) | 権中納言(七・廿九) | 兼讚岐權守(正・十三) 兼右兵衛督(六・八) 正三位(十二・八) | 參議(三・十三) 從三位(四・廿九) |
| | 実兼出家(六・廿四) | 後伏見天皇踐祚 (七・廿二) | 持明院殿当座歌合(為兼判) 花園天皇生る | 和歌口伝(源承)この頃な るか | 野守鏡成る(九) | 内裏諸歌合に参列 | 為兼公卿勅使として伊勢参 向(七・八) | 白河殿五十首歌合 | 実兼太政大臣 (十二・廿五) | 実兼辞大将(正・廿五) | 西園寺実兼内大臣 (十一・十八) |
| 36 | 35 | 34 | 33 | 32 | 31 | 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 |
| 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 |
| 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 | 40 |
| 4 | 3 | 2 | 1 | | | | | | | | |
| 52 | 51 | 50 | 49 | 48 | 47 | 46 | 45 | 44 | 43 | 42 | 41 |

| (統院明持) 園花 95 | | | | | (統寺寛大) 条二後 94 | | | |
|--------------|-------------------------|--------------------------|------------|-------------------------------------|---|--------------|--|--|
| 正 元和 | 応 元長 | 三 | 延 元慶 | 嘉 三元 | 二 | 乾 元元 | 三 | |
| 一三二二 | 一三一 | 一三二〇 | 一三〇八 | 一三〇五 | 一三〇三 | 一三〇二 | 一三〇一 | |
| 59 | 58 | 57 | 55 | 52 | 50 | 49 | 48 | |
| | 権大納言を辞す (十二・廿一) | 権大納言(十二・廿八) | | | 閏四月佐渡より帰洛 | | (佐渡配流中) | |
| | 伏見院・為兼に玉葉和歌集 下命(十・三) | 延慶両卿訴陳状(為世・為兼) (五・廿七) | 花園踐祚(八・廿六) | 永福門院歌合(正・四) 龜山法皇崩御(五七才) (九・五) | 仙洞五十番歌合(四・廿九) 同三十番歌合(五・四)に 判をなす 為兼卿家歌合・金玉歌合は この頃か 新後撰集奏覧(為世・十二・ 十九) | 内裏当座歌合(六・十一) | 為世に新後撰集撰進の院宣 下る(十一・廿三) 為子従二位(正・廿四) | |
| 48 | 47 | 46 | 44 | 41 | 39 | 38 | 37 | |
| 42 | 41 | 40 | 38 | 35 | 33 | 32 | 31 | |
| 63 | 62 | 61 | 59 | 56 | 54 | 53 | 52 | |
| 16 | 15 | 14 | 12 | 9 | 7 | 6 | 5 | |
| 64 | 63 | 62 | 60 | 57 | 55 | 54 | 53 | |

以上の年譜で明らかかなように伏見天皇のもとにあつてはその信頼は厚く、昇進は極めて迅速で、永仁元年には四十才で伊勢神宮公卿勅使に選ばれた。伏見天皇宸記に、

「祈請之旨、元采更無私、只万民安全、国家泰平、為万代為令有

京極為兼の人間像 — 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

益也、百王鎮護之誓、何有所誤」(永仁元年七月十日の条)」とある。過ぐる文永、弘安の役後の元軍来寇の再燃脅威もあり国家的見地から神助を乞う意味も無論込められたであろうが、持明院統の繁栄祈願もそこにはあつたにちがいない。宣命ばかりでなく和歌も添

えられたのである。

為兼は廿六才の時に父為教を失った。為教は兄為氏と不和であり、後には兄を誣つて憤死したほどであり、以来為兼は嫡流（二条家）に対しては宿命的に熾烈な敵愾心を抱き、為氏、為世などの穩健ではあるが伝統的歌風には甚だしく不満であった。為兼は父よりも更に激情的性格を有し、二条家に対しての反抗精神はその性格とあいまち、和歌を革新に導く必要を痛感し、二条派の和歌に対しては新しい理論確立を急がねばならなかった。ただ感情的にのみ走つてもそれは平行線をたどるのみで空しいものに終る。つまり、具体的に新しい歌となるべき歌論を樹立することが急務であった。そこから生まれたのが「為兼和歌抄」一卷であり、伏見院即位後は重用され、その歌道師範となり、京極派の歌風はやがて玉葉集を世に問い、後の風雅集にその系譜を展開させるのであるが、それまでに至る道程は決して平坦ではなかった。

「為兼卿和歌抄」がいつ頃成立したかに就いては明らかでないが、「野守鏡」が成立したのは永仁三年（一二九五・為兼四二才）であるからそれより以前に執筆されたことは明らかで、伏見天皇が踐祚されたのは弘安十年（一二八七・天皇二三才）で、為兼の壮年期に入つた卅四才の時で、おそらくこの頃の成立と思われる。二条為氏の没した（六五才）翌年にあたる。本書は、諸神諸仏のことなどから起筆し、歌の歴史にも及んでいるが、歌の本質論として心の詞との問題がその中心をなす。

「花にても月にも夜の明け、日の暮るるけしきにても、う事に（マ）向きてはその事になりかへり、そのまことをあらはし、其ありさ

まを思ひとめ、それに向きてわが心のはたらくやうをも、心に深くあづけて、心に詞をまするに、有（マ）と興おもしろき事、色をのみ添ふるは、心をやるばかりなるは、人のいろひ、あながちに憎むべきにもあらぬ事也。こと葉にて心をよまむとすると、心のままに詞の匂ひゆくとは、かはれる所あるにこそ」（書陵部本）

この所説は為兼歌論の基底をなすもので単なる写実主義というよりもさらに対象に踏みこんだ象徴主義をとつた作歌態度であった。

「こと葉にて心をよまむとする」という形式的言語表現の世界と、「心のままに詞の匂ひゆく」という内容的感動主義の世界とは全く次元を異にするという事を明確に区別している所に為兼歌論の特色を見出すことが出来るし、「にほひゆく」と言つた為兼の発想の中には言語が感動のままにうつり匂う象徴的な世界に参入してゆくことを示すものであり、同時にこうした所論は二条家には全く見られない新しさでもあった。為兼の歌論は彼みずから引用した明恵上人（承安三八―一七三Ⅴ―寛喜四八―二三二Ⅴ六〇才没）の自撰家集「遣心和歌集序」の「すくは心のすくなり。いまだ必ずしも詞によらじ。やさしきは心やさしき也。なんぞ定めて姿にしもあらむ」に負う所が多い。ここで思い出されるのは斎藤茂吉の歌論「短歌写生の説」のことである。大正九年から「アララギ」に発表しつづけた歌論で昭和四年に一本にまとめた鉄塔書院から「アララギ叢書第四〇篇」として刊行された。写生の説は子規以来のことであるが、茂吉はさらに彼自身の写生説を深化拡大し、その本義については「実相に観入して自然・自己一元の生を写す。これが短歌上の写生である。この実相は、西洋語で云へば、例へば das Reale ぐらゐに

取ればいい。現実の相などと碎いて云つてもいい」と定義づけている。また、この「生」については「作歌の覚悟は極く短くてすむ。実相に観入しておのづから歌ひあぐるのが即ち歌である。これを「写生」と謂ふ。「写生」とは実相実相と行くことである。そして其の生を写すことである。生はイノチの義である」と定義づけた。象徴、深秘ということについても「写生」の実行の果てにおいて見るべきで、始めからそうした世界を狙うのはあふない。あふないというより不謹慎だと茂吉はこれを否定して、一念十念乃至百念、つねに「写生」を念ずればよいという作歌態度としての覚悟をくり返して説いてきた。為兼の「その事に向きではその事になりかへり」と述べたのは、茂吉流にいえば「実相観入」に相当する。この意味から為兼は二条派の果たし得なかつた新しい覚悟を以て現実の世界に「心」を深くあずけて写実の道を開拓し、「玉葉集」を完成したのである。伏見院の信任を厚くして政治家としても辣腕を奮つた為兼に対しては逆に当時の風当たりも激しかった。まず歌人としての為兼を批難したのに「野守鏡」がある。「野守鏡」の著者については従来六条有房と言われてきたが、すでにこの事に着目した寺崎修一氏の「野守鏡考―特に仏教史的解点より―」では旧派歌風を持ち大覚寺統系の後醍醐帝近侍の少納言平輔兼入道（横川の真縁上人）を推定し、福田秀一氏もこの説を肯定している。

「かの卿は御門の御めぐみ深き人にて侍るなるに、これをそしりて、みつしほのからき罪に申ししづめられむことも、よしなかるべきわざにて侍れば……」

と書き、為兼の歌風についても(一)心を種として心を種とせざる事

京極為兼の人間像 ―鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に―

(二)心をすなほにして心をすなほにせざる事(三)詞を離れて詞を離れざる事(四)風情を求めて風情を求めざる事(五)姿をならひて姿をならはざる事(六)古風をうつして古風をうつさざる事(七)以上六か条を歌の例をあげ委細に批難し、心も詞も風情も俗なるものを避けて古今風を尊重すべきであるのに、為兼はそれらを学ばない点の誤りを指摘したものである。これは二条派に立脚した著者の歌人為兼評であるが、伏見天皇一辺倒の側近の政治家為兼についても多くの批難があり、幕府は為兼の解任を奏請し、永仁四年五月十五日、為兼は中納言の栄職を辞したが、周圀の彼に対する策謀はなお続き、同六年正月七日には六波羅に捕われ、三月十六日には佐渡配流という厳しい現実が待っていた。四十五才であった。佐渡の孤島においては「為兼卿記」によると「為兼卿鹿百首」を詠み春日神社に奉納した。為兼遠島の三十一首は、

○あら玉の春のこえぬとあふ坂の関さへかけてかすむ木のした。

○ふる雪に昔のあとをたづねてや若菜摘むらむ高田の小野。

に始まる三十一首である。紙幅がないので以下の歌は省略するが、これを初句の始めの一音を横によむと、

○逢ふことをまたいつかはとゆふだすきかけし契ひを神にまかせての一首になり、最後の一音を横によむと、

○たのみこし賀茂の川みづさてもかくたえなば神をなほやかかたむの歌になる。これは「杵冠」という折句の一種である。この二首

の初音と尾音を見ると、以下「あふことを」「たのみこし」と続く一連三十一首を構成する。これは都への召還を神に折念した心境を複雑な折句の技巧を用いた作者の歌で、遊戯的修辭法ではあるが、

さびしい孤島での為兼詠の特色を表わすもの。(全部の歌については別の機にゆずる)

さて、この佐渡配流の背景には政治的な対立がすでに胚胎していた。それは二条派と京極派との歌風の相違という歌壇内の問題のみにとどまらず、持明院統と大覚寺統との皇位迭立継承問題とかかわりをもったということに起因する。伏見天皇の長期政権をねらう為兼と関東申次の位置にあった西園寺実兼との離反であった。実兼はすでに述べたように為兼の主家筋であったのであるが、関東申次という地位は幕府とも親しくしなければならぬ立場にあり、京極歌風の理解者でもあった実兼は持明院のために尽力はしてきたが、時の趨勢のもとに両統迭立という幕府の方針により実兼は大覚寺統に近づき、為兼佐渡配流ということになった。これより大覚寺統が有力となり、伏見天皇は、後伏見天皇に譲ったが在位わずかに三年にして大覚寺統の後二条天皇が永仁六年七月廿二日に踐祚された。為兼と実兼との対立により両統の迭立は決定的な大きな政治変改をもたらしたのである。

配流が許されて為兼は無事乾元二年(一一三〇三)四月、京に召還され以前と同じように持明院統の伏見院に出仕した。時に五十才。佐渡配流五年間は孤独な生活だったが、彼が帰還してからは再び京極派には久びさの春がめぐってきた。彼を待っていたかのように伏見上皇の院の御所では同年閏四月廿九日に「仙洞五十番歌合」が催された。いわば為兼帰京祝賀の歌合で京極派の歌合では最大のもので、佐渡遠島の生活において体験した歌などもあり、必ずしも歌合の成績はよくなかったが、為兼の新しいリアリズム樹立の決意がう

かがえる。衆議判ではあったが後日、為兼が判詞を記している。この歌合にはなお為兼と確執の続いている実兼も出席した。その理由は、実兼の女鐘子が伏見後の永福門院である関係上、私情はともかくとして伏見上皇の御所で開催されるにあたってはやはり為兼の帰還を祝うこの歌合には顔を出さねばならぬ位置にいた人物であったからであろう。むろん、女の永福門院や、その女房たちも出席している。この年十二月十九日には二条為世によつて「新後撰和歌集」(大覚寺統後宇多上皇院宣)が奏覧された。二条・京極両派の作歌態度の相違は後に為兼により撰進された「玉葉集」と比較すれば一目瞭然である。十年後に玉葉集が撰進するまで為兼にとっては二条家の伝統打破の警鐘を打ち鳴らす激しい葛藤と相克の時代であった。それは過ぐる弘安元年(一一七八)為氏撰の「統拾遺集」をめぐる父為教の和歌所訴状事件以来のことで、二条派偏重編集を批難して為教は憤死したという事実も介在している。まだ二十五才の若い為兼には大きなショックであり、激情型の彼には二条家に対する怨恨は為世・為兼の対立まで消ゆることがなかった。さて、延慶元年(一一三〇八)為兼五十五才の時、後二条天皇が崩じ、花園天皇が即位されてから、伏見上皇の院政を迎え、為兼もすでに佐渡から帰京しており、持明院統、京極派は再びその勢力を盛り返した。先に述べた「仙洞五十番歌合」を始め、「為兼卿家歌合」「金玉歌合」など年代不明のものもあるが、「永福門院歌合」(嘉元三年正月四日八一三〇五)は為兼五十二才の時に催された。こうした歌壇状況の中にあってこれより先に伏見上皇は、かつて永仁元年(一一九三)に勅撰集のことを思い立ち、歌道専門家の二条為世・京極為兼・飛

鳥井雅有・九条隆博ら四人に撰集方針を諮問したが、この時にも為兼と為世の意見が対立し、やがて討幕計画の廉で前述の通り佐渡に流滴。勅撰の沙汰も消滅した。

わが世には集めぬ和歌の浦千鳥空しき名をやあとに残さむ

(増鏡・新後撰集雜秋上)

の一首はその時の伏見上皇の無念さを伝えている。やがて治世も移り、為兼も帰還してくると二条派の危惧は京極派の歌壇復帰という事で、伏見上皇の勅撰計画のある事を知ると、ここに為世は流罪になった為兼は勅撰集撰者には不適當である旨の訴状を朝廷、幕府に送り、為兼はまたこれを反駁した陳状を送り、両者の間には激しい論戦が展開した。これがいわゆる「延慶両卿訴陳状」(延慶三年八一三—一〇〇)である。為兼五十七才、為世六十一才の時、歌壇史上では珍しい本格的な論争であり、二条為世は御子左家の嫡流で、鎌倉將軍・執権の歌道師範であっただけに、為兼独撰の勅撰集実現は困難な状況にあったが、結果は為兼一人に伏見院の院宣が下り、ここに「玉葉集」撰集の出発の機が来た。これには伏見院の大きな支援と配慮があった。先の「仙洞五十番歌合」「為兼卿歌合」「金玉歌合」「永福門院歌合」などはすべて京極風宣揚の場であつたし、革新的文學運動は中流貴族以下の多くの歌人達に支持を得た。永仁元年の勅撰企画は一度は挫折したが、十八年の後に伏見上皇は複雑な政治と歌壇状況の中に為兼を得て持明院統の面目を十分發揮したのである。「延慶両卿訴陳状」においても為兼は堂々とその論陣を張って見事な勝利をおさめ得た。官位も正二位権大納言に昇進。歌人としても成すべきことは果たし得て彼の壮年期は終る。

京極為兼の人間像 — 鎌倉後期歌壇における生の軌跡を中心に —

(三) 老 年 期

為兼の老年期は、正和二年(一一三三)六十才以降元弘二年(一一三三)七十九才で逝去するまでの十九年間を設定した。正和二年は「玉葉集」奏覽(十月)の年で、伏見院も為兼も共に出家した。伏見院にしてみれば多年の宿願であった玉葉集を為兼と共に果たし、この年七月には持明院統將來の正嫡たる量仁親王(後伏見院皇子)のちの光厳天皇が誕生した。伏見院は政務を後伏見院にゆずり、ひとと心残りもなく出家の日を迎えたのである。時に四十九才。為兼も多年御信任を得た伏見院に殉する思いで同日、六十才で出家した。しかし為兼は出家したものの、そのまま隠棲するという型的人物ではなく、俗界を離れることが出来なかつた。花園天皇宸記には彼の間像を端的に指摘している。「雖無三才学三直臣也。又深存忠人也」(正和四)。「奉公多年昵近之間、愛君之志尤甚」(元弘二)とあるのは彼の直情性で一身を以て君のために尽す。一方激情性を持ち、自己を容れない人には鬪争心を以てこれに対した。主家の西園寺実兼との間に於てさえ衝突する。「近年以旧院之寵興彼相敵、互切齒」(正和四)とあり、実兼の讒口により正和四年(一一三三)十二月廿八日、六十二才の老いに入り武家のため六波羅に召捕られ、翌五年二月(武家年代記・統史愚抄)二度目の土佐配流の悲運に遭った。事の発端は正和四年四月廿三日に為兼は一門を率いて奈良の春日大社に詣て供養を始めとして歌合、蹴鞠、延年童舞など華々しく廿八日まで催された。関白家平、前関白冬平、左大臣道平以下六十二人の頭官が列なつたという。為兼のこの驕慢にして、豪華な所

行は当時の人々には反感を買つたらしく、とりわけ為兼幼少の頃から仕えていた主家西園寺実兼の目にとまり反感を買つたことが為兼失脚の原因となつたものと思われる。この春日大社詣でというのはい体何のためであつたらうか。それはたゞ単に京極家一門の繁榮という私的なものを越えて持明院統の隆盛を祈願した政治的行動と篠弘氏は見ている。おそらくそうであらう。伏見院に密着していた為兼であり、大きくは持明院統の政治的言動と世の人々も見ていたにちがいない。伏見院も不利な立場に追い込まれ、後伏見天皇の輔佐役にいた実兼と花園院の歌才を信じ後伏見天皇を軽視していた為兼とが衝突したことも当然な帰結であつた。伏見院の出家、ついで文保元年には五十三才で崩御された。為兼は土佐に配流されるし、持明院統の政治力は衰運の一途をたどるばかりであつた。兼好は徒然草の中に為兼が六波羅に捕えられてゆく様子を、

「為兼大納言入道召し捕られて、武士どもうち囲みて、六波羅へゐて行きければ、資朝卿、一条わたりにて、これを見て『あなうらやまし。世にあらむ思ひ出、かくこそあらまほしけれ』とぞ言はれける」(第一五三段)

と述べている。老いてなお従容として縛についた為兼を羨ましく見ていたまだ三十五才の若い日野資朝の心情を描いた場面である。のちに後醍醐天皇に仕え討幕運動に活躍し佐渡へ流された資朝。奇しくも同じ運命に遭つた為兼と資朝に対しては大覚寺統後二条天皇に仕えた四十二才の兼好の目にも雄々しい姿に映じたことであらう。行動家為兼の躍如たる一面である。

一方、歌壇方面について言えば、為兼が六波羅に捕われた正和四

年八月には「歌苑連署事書」が執筆された。連署とある如く喜撰法師以下寂蓮法師まで十人の法師ばかりの名が連ねられているが全くの架空名で筆者は不明。二条・京極両派の紛争の中にあつて反京極派の立場から執筆されたものであることは明らかで、玉葉集成立以後の両派の対立は更に激化し、そうした歌壇状況の中から玉葉集非難のために書かれたもので、内容は取るに足らぬものである。為兼はこうした書を横目で見ながら土佐に流されていった。花園天皇宸記には彼の人物についていろいろ述べている所が多いが中でも、

「其性多猜忌、以三不附己、偏為三不忠、於三權豪之家不憚之、偏以愛君為至忠、暗御民之大体」(元弘二、三、廿四)とあり、人と交るにも好悪の猜忌があり、政治力に欠けていたことを指摘している。二度の流配の悲運にあつたのも彼の性情に起因するところが多かつたようであり、特にその反骨直情性は政治家としては失策も出てくるし、やがてそれは失脚という形に表面化したのである。土佐における為兼の動静については資料が乏しくさだかではないが、風雅集巻九旅歌の中に道全法師の

海山の思ひ遣られし遙けさも越ゆれば易きものにぞありける、

の一首があり、その詞書に「前大納言為兼安芸国に侍りける所へ尋ねまかりて題を探りて歌よみけるに、海山といふ事を」とあり、一時は優免されて安芸国へ移つたことが知られる。また花園天皇宸記には「近年聊有優免之儀、移三和泉国」(元弘三、二四)とある。これによると和泉国にも後には移つていくようである。花園天皇宸記によると後伏見上皇に為兼の大幅な優免を乞うているが、それは遂に許されなかつた。元弘元年為兼逝去前年には花園天皇は為兼の猶子俊

言の子為基に近年御詠一卷を持参させて天皇御自身も歌の判を乞われた。その批評も為兼はお返ししている。無聊な孤島の生活にいた為兼には大きな慰みになったに違いない。このように京と土佐においても歌の通い路は保たれていたのである。その時、花園天皇の御質問に為兼は「仏法和歌更不可有差別」〔花園天皇實記 元弘三年三月廿四日〕とお答え申しあげたとある。これは為兼の最晩年に到り得た和歌仏道一如観であった。土佐配流十六年間に和泉からさらに河内国に移り、京に帰ることなく元弘三年（一一三三）三月廿一日、七十九才の波乱万丈の生涯を閉じた。思えば彼の長い生涯は持明院統のもとにあつて、京極派の新しい自然発見と現実尊重の歌を切り開き、「心のままに詞の匂ひゆく」心第一の歌論樹立の長い闘いの歴史であつた。このたびの稿においては目標とする為兼の人間像の追求であり、歌と歌論については必要なことのみにとどめ、これらについては他日稿を改めることにした。

参考文献の注

- (一)・(四)「京極為兼」(日本歌人講座4) (二)「文学」昭和七年三月号
(三)「日本文学史中世」(至文堂) (四)和歌文学大辞典(六)「国語と国文学」昭和廿三年九月号(七)「文化」(昭和十年二月号) (八)「中世和歌史の研究」(九)「藤原為兼」(和歌文学講座7)